

平成 11 年

### 液化石油ガスの流通中間基地（デポ）の設置に対する指導について

貯蔵量が 500 kg を超える液化石油ガス貯蔵施設の設置については、「高圧ガス貯蔵施設基準」により指導しているが、特殊な形態の貯蔵施設については、別途協議することになっている。

そこで、流通中間基地（デポ）の用途に供する液化石油ガス貯蔵施設については、製造施設における容器置場と同様、容器の頻繁な入出荷作業が機能上必要とされることから、その設置にあたり、「高圧ガス貯蔵施設基準」のうち、4（1）（容器置場の外壁の構造）、4（2）（障壁の構造）、9（換気口等）、12（散水設備）、14（ガス漏えい検知警報設備）及び16（防火扉）の基準を適用せず、その代替措置として、次の措置を講じるよう指導する。

- 1 設置場所は準工業地域、工業地域又は工業専用地域とすること。
- 2 原則として、敷地内で第二種保安物件に対する置場距離を確保すること。
- 3 24時間体制で保安の確保を図るため、宿日直者の選任、社内での緊急連絡体制の整備を行うこと。
- 4 防火設備として散水設備（散水量  $5 \text{ l/min/m}^2$  以上、継続時間 30 分以上）を設置すること。（保安電力を含む。）
- 5 定置式ガス漏えい検知警報装置を「高圧ガス製造施設ガス漏えい検知警報設備設置基準」の規定による充てん場の例により設置すること。（保安電力を含む。）